

2018（平成30）年度 人間健康科学研究科 長期履修制度適用申請手続きについて （10月入学の博士前期・後期課程在学者向け）

1 制度概要

学生が、職業を有している等の事情により、大学院学則が定める標準修業年限（博士前期課程は2年、博士後期課程は3年）内での修業が困難と大学が認める者で一定の期間にわたる計画的な履修計画を持つ者に対し、その計画的な履修を認める制度です。在学生においても、入学後の職場事情の変化等、特別な事情がある場合に中途の申請を認めます。

但し、在学年限（博士前期課程は4年、博士後期課程は6年。休学期間は算入しない）を超えて在学することはできません。

なお、適用が認められた場合、長期履修期間の延長は認められません。慎重に履修計画を立て、申請を行ってください。

長期履修が認められた場合、その長期履修期間中は日本学生支援機構第2種奨学金（有利子）の申請資格があります（第1種奨学金は通常の標準修業年限限り）。

2 対象者

申請時に博士前期課程1年生（2017年度10月入学）、博士後期課程1・2年生（2016・2017年度10月入学）で、以下のいずれかの理由により標準修業年限内での修業が困難な者。

- （1）職業を有している。
- （2）出産、育児、介護等を行う必要がある。
- （3）その他やむを得ない事情がある。

※申請者の状況や履修計画を審査の上、各学域が設定する一定数を限度に長期履修を許可します。

3 申請可能な長期在学期間

博士前期課程 入学時から3・4年（年単位）

博士後期課程 入学時から4・5・6年（年単位）

（例）前期課程 2017年度10月入学者が長期在学3年を申請する場合：

2017年（10月）～2019年（9月）（休学期間を除く）

4 授業料

許可を受けた翌期（2018年度後期）の授業料から、「 $(¥520,800 \times \text{標準修行年限}) \div \text{長期在学期間}$ 」で算出した額が適用されます。但し、長期在学期間を過ぎても修了できずに在学する場合には、通常の授業料額となります。

（例）前期課程 2017年度10月入学者が長期在学3年を申請する場合

1年目		2年目		3年目		合計
2017年度後期	2018年度前期	2018年度後期	2019年度前期	2019年度後期	2020年度前期	
¥260,400	¥260,400	¥173,600	¥173,600	¥173,600	¥173,600	¥1,215,200

授業料の総額は、標準修業年限で修了した場合よりも割高となりますので、ご注意ください。

5 申請期間

2018年6月25日（月）～2018年7月6日（金）

6 申請書類

- (1) 長期履修申請書（様式第1号）
- (2) 長期履修が必要であることを証明する書類

【資料の例】

業務多忙の場合：在職証明書と業務が多忙であることを詳細に記載したもの（様式任意）

育児の場合：母子手帳または住民票（家族構成がわかるもの）の写し

介護の場合：申請者自身が介護に携わる必要があることを記載したもの（様式任意）

7 結果の発表

2018年7月26日（木）予定

8 その他（注意事項）

長期履修の申請を行おうとする方は指導教員と、長期履修の申請を行おうとする事情や履修計画等について必ず相談してください。

また、長期履修期間を満了してもなお修了されない場合、自動的に退学になるわけではありません。退学を希望する場合は、退学願の提出が必要ですので、予めご了承ください。

9 問合せ先・提出先

荒川キャンパス管理部学務課 石山

TEL03-3819-1211(内 221) nporfh●tmu.ac.jp

メールを送信される場合は●を@に置き換えてください